



殊啓本年の所々残暑甚しく有る由  
 先以 尊兄並健勝日復努力年  
 と為國家進退を方々督り内閣の新組織  
 極め急成直に極真編製の期迫り十三  
 議令開命の相違がござる〜 憲法黨の  
 事情ある懸念等もござるを以て  
 此處に事々々々察し相違般家等より  
 申す由に申上り相違を以て特殊の由緒  
 あり山林十度請願の益損もも修め切  
 かり世に於て是等の信に確信するに於  
 書類も過す程に 福岡山林区署に依りて  
 の申請書も白紙に 此程に山林島野山目の  
 分、略り甲乙丙丁の立帳と山林銀と側後  
 所即を地方の納りたるもの及為方即銀數を  
 納りたるもの、其を公私の区分別然し給

納めたりものありそ公私の正分判然し  
あり一幸書致猶ほ少歳以陰徳據唯實  
を孫のもいれりとは慙かたなりとかりあり  
なる大林正書より書言の孫前は遠近  
一年とあり官或は他の根據は弱理不  
分りる海の中諸事かといひ視せられさら  
お喜曲入り一言は成らぬ此清願ありと上  
の孫は祖先が家と思ひる孫と慮りたる故  
意はお書<sup>佳紙</sup>にすまると得たり一 空論院様  
の厚き思召も亦く拝蒙するを得本末  
祖先の経緯をたたくせず誠の難有は存  
又まかりたる直儀(直儀も麻島藩より  
至る気流なくまはるるに成り難きも好む  
増進の力ありと書致し一事の成り得る事  
順治上より書きたる)にあり一 余生の言志も  
あつたは書に付すを深くは諒ふ所なれ  
願ひに許すを得し松鶴島家のあり申副  
書致らば恩賜なり

四月廿六日

お

直彬

大隈大見研北

序

一去年年之深院棟也年忘其  
主方家元以水鐵一在  
陽春胸地附以水居安芳  
或建之以石不之深院棟  
曰五世之內上信少以僕去  
高節而一以友才射子盡  
何種一由供者其也出信言  
之好在也以其細志生  
刻而首以相道以在之教  
位德者以中讀之延者則  
之由同意中以付全信也  
言一也其也其也其也  
以不之也其也其也其也  
之也其也其也其也其也  
以但麻鴻地加加加  
之也其也其也其也其也  
別也其也其也其也其也  
均之有也其也其也其也

元祿八年庚寅  
四月三日  
丹波守判

和泉守後



山林引度申請書

佐賀縣藤津郡南鹿島村大字納富分三百三拾番地  
葦族魚職業

鍋島直彬

年齡五十四年八月

申請目的物

肥前國藤津郡能古見村大字三河内  
一大野山反別九拾吉田吉反吉畝步

次譯

山林反別七拾六畝步

原野反別拾五畝吉反吉畝步

肥前國藤津郡能古見村大字三河内

一廣平山反別百拾四町五反八畝七步

此譯

山林反別九拾貳町貳反七畝七步

原野反別貳拾貳町三反七畝七步

肥前國藤津郡能古見村大字山浦

一澤土山反別貳百六拾九町六反八畝七步

此譯

山林反別貳百六拾町吉反七步

原野反別九町五反八畝七步

合計反別四百七拾五町參段七畝七步

内 山林反別四百貳拾八町參反七畝七步

原野反別四拾七町七步

### 事實

舊領地鹿島、後未編小ニシテ祖先ヨリ諸列藩同様參府公務後  
事ニ常ニ家事向差支勝ナルヲ以テ本家祖先鍋島丹後守光茂ヨリ  
家事勝手方ノ補助トシテ領地高以外別途ニ山林ヲ補給セシモノニシ  
テ新山方ト唱ヘ是ヨリ生スル收益、分地方(分地方ハ家事方ニ屬スル土地取  
入ノ取扱所ニシテ藩廳ニ屬スル金穀取扱所ハ之ヲ銀穀方ト稱スニ  
テ收入シ全ク家事方ノ費途ニ充テ來ル事

理由

事實此ノ如クナルヲ以テ柳々此藩諸藩ニ屬スヘキモノニアラザルヲ維新後  
誤テ官林ニ編入シタルモノニ付今度引戻ヲ申請スルモノナリ

五 證

本家祖先鍋島丹後守光茂ヨリ私祖先鍋島和泉守直朝、領地高  
以外別途ニシテ差遣假ニ付テノ書面ニ寫及ニ當時右書面ヲ收

允々々直朝自身其事由ラ表記セシ箱英三甲乙丙丁ノ古帳四冊共  
證據トシテ差出シ候  
石申請仕候也

明治三十一年

錫島直彬

佐賀縣藤津郡能古見村

村長吉田佐五郎

農商務大臣大石正巳殿